

# 豊川市立御津北部小学校 いじめ防止基本方針

## 「いじめ見逃しゼロ」を目指して！

豊川市立御津北部小学校

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断しない。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。

#### (2) いじめ防止等に関する基本理念

○「いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である」という認識を、すべての子どもと大人がもち、いじめ防止等の対策に取り組む。

○「いじめはどこでも、どの子どもにも起こりうる」という認識を、すべての子どもと大人がもち、いじめ防止等の対策に取り組む。

○いじめは、家庭・地域社会・学校・関係機関が連携して取り組むべき問題であると認識し、いじめ防止等の対策に取り組む。

### 2 いじめ防止対策組織

#### (1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任（生徒指導主任）、保健主事、養護教諭、関係職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーなど心理の専門家を加える。いじめの兆候をとらえ未然に防いだり、児童からの訴えに対し迅速に対応したりする。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケートから、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

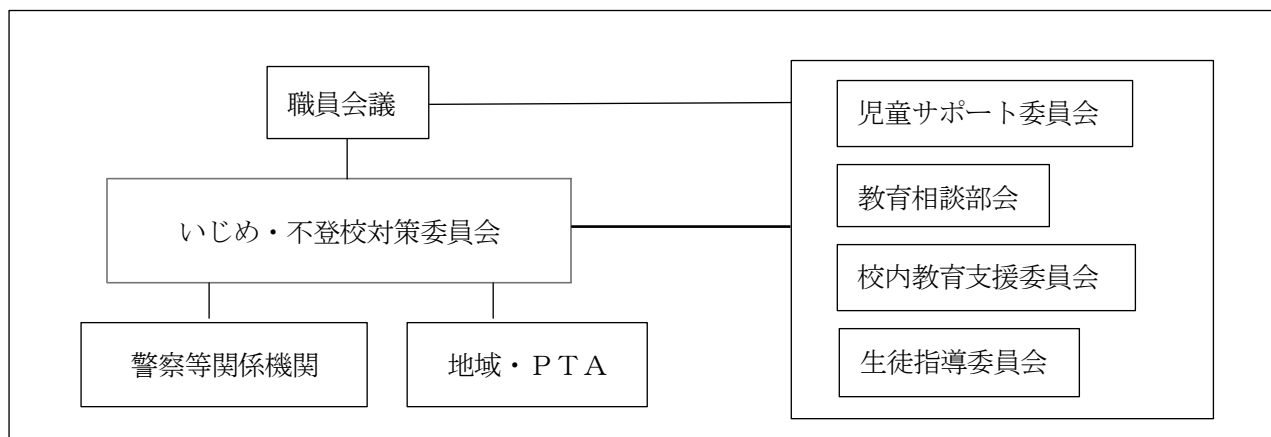
#### (2) 児童サポート委員会

・毎月1回（原則最終月曜日）、全職員で各学年及び個々の児童の現状や指導について情報交換をし、共通理解（事例研究も含む）を図る。

・学期に1回（5月、10月、2月）、学校生活アンケートをもとに教育相談を実施し、結果を集約・分析して、対策の検討を行う。

#### (3) 学校運営協議会（提言・評価・支援）

学期に1回（4月、11月、2月）、学校の通学区域内の住民、児童の保護者代表、学識経験者、その他校長が認める者を協議会委員とし、家庭や地域との連携及び相互補完、地域の特色を生かした教育の推進、地域住民及び保護者からの学校教育に対する多様な要請への対応並びに開かれた学校運営に資するための協議を行う。



### 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

児童が発する小さなサインを見逃さないようにし、早期発見に努める。定期的に生活アンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、子どもの悩みを受け取る。

#### (1) いじめの未然防止

- ① 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ⑤ 相談等の窓口の周知とＳＣ等の活用を常に児童や保護者に伝え、家庭や地域への啓発と連携に取り組む。

#### (2) いじめの早期発見

- ① 生活アンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 毎月1回（最終月曜日）に児童サポート委員会を開き、全職員の目で児童の変化をとらえる。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめへの対処

- ① いじめの発見・通報を受けたら事実を把握するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」等を開催し、組織的に早急に対応する。
- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解を図り、保護者の協力を得て、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対処

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりするなどの重大事態への対応については、教育委員会へ発生の報告をし、学校が調査主体となった場合、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

### 5 いじめ解消の判断

少なくとも次の要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じないこと。被害者児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。